

官報 号外

平成二十七年四月九日

○第百八十九回国 参議院会議録第十二号

平成二十七年四月九日(木曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第十二号

平成二十七年四月九日

午後四時開議

第一 都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出)

第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、平成二十七年一般会計予算
 - 一、平成二十七年特別会計予算
 - 一、平成二十七年政府関係機関予算
- 以下 議事日程のとおり

平成二十七年四月九日 参議院会議録第十二号

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

平成二十七年一般会計予算

平成二十七年特別会計予算

平成二十七年政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長岸宏二君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔岸宏二君登壇、拍手〕

○岸宏二君 ただいま議題となりました平成二十七年予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十七年予算三案は、去る二月十二日、国会に提出され、二月十八日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、三月十六日より本院において質疑に入りました。

議事日程追加の件 平成二十七年一般会計予算外二件

以来、五回にわたる集中審議を行い、三月二十六日には公聴会を開催し、四月六日及び七日には各委員会に審査を委嘱するほか、予備審査中の二月二十三日及び二十四日の二日間、滋賀県及び京都府に委員を派遣して現地調査を行うなど、本日まで熱心に審査を行ってまいりました。

質疑は、景気の現状認識と今後の見通し、財政健全化への取組、地方創生の進め方、新たな安全保障法制の考え方、在沖縄米軍基地問題、日中・日韓関係、医療・介護等の社会保障問題、少子化対策、雇用・労働法制、復興・防災に向けた取組、原発再稼働等のエネルギー問題、公共放送の在り方、政治資金をめぐる諸問題など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本日をもつて質疑を終局し、討論、採決の結果、平成二十七年予算三案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。水岡俊一君。

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

○水岡俊一君 民主党・新緑風会の水岡俊一です。

私は、ただいま議題となりました政府提出の平成二十七年予算三案について、会派を代表して、反対の立場から討論いたします。

初めに、大変残念なことでありますが、予算委員会での審議を通じて、補助金を受給している企業からの政治献金を始めとした政治と金の問題が次々と露呈し、国民の政治に対する信頼が大きく揺らいでいることについて申し上げなければなりません。

このことは、予算の適正、公正な執行という予算の根幹に関わる問題です。補助金等を差配する権限を持つ大臣が補助金の交付先から献金をもらっていた問題、これは、権限のない一議員が献金を受けていたことは次元が違います。そのことの重大性を安倍政権は認識しているのでしょうか。予算執行の公正性に疑義が持たれるような状況に陥れば、行政は立ち行かなくなるおそれがあります。さらに、下村文部科学大臣に至っては、偽装献金、迂回献金の疑念まで持たれています。

安倍総理は、事の重大性を深く認識し、まず当事者に対してしっかりと説明責任を果たさせ、徹底的に問題の所在を明らかにすべきです。その上で必要に応じ出処進退に関し決断を促す、それが任命責任を果たすということではないでしょうか。

また、安倍総理は、国民との約束を果たしていないこともここで付言をしておきます。平成二十四年十一月の党首討論で、当時の安倍総裁は、来年の通常国会において定数の削減と選挙制度の改正を行っていくと国民の前で約束されました。あれから二年以上がたちました。あの約束はどこに行ってしまったのでしょうか。いまだ

議員定数削減は全く進んでおりません。このことも国民の政治不信を招いています。

与党の皆さんには、圧倒的な議席数にあぐらをかくことなく真摯に対応されること、トップにやる気がないのであれば下から突き上げるぐらいの覚悟を求めるのであります。

さて、本予算案について、安倍政権は、経済再生と財政再建の両立を実現する予算と豪語しています。しかし、膨れ上がり続ける公共事業費に一切手を付けないなど、財政規律の緩みは顕著であり、二十六年度補正予算に防衛費を付け替えるといった粉飾を行ったにもかかわらず、一般会計総額は過去最大規模となつてしまいました。

しかも、この過去最大規模の予算を支えている陰の主役は日本銀行です。国債を大規模に買入れ、財政赤字の穴埋めに直接協力するという財政ファイナンスに日本銀行は手を出したと言つても過言ではありません。財政の節度が完全に失われた国の行き着く先は、財政破綻、長期金利高騰、金融システムの健全性の毀損、そして悪性の物価高による国民生活の困窮であることは歴史が証明しています。

目先の経済指標のために無用にリスクを増大させ、さらに、株価をつり上げるために国民の虎の子である年金まで注ぎ込むアベノミクスは、もはや経済政策と呼べるものではなく、リスクそのものの、アベノリスクにほかなりません。また、そのリスクについて国民にきちんと説明しないという不誠実さには全くあきれるばかりです。

一部の富裕層が株高などに沸く中、安倍総理は何度も景気回復を強調していますが、多くの国民はそれを実感していません。直近の世論調査でも、アベノミクスを評価しない人が半数、景気回復の実感がないと答えた人が八割にも上つています。

当然です。実質賃金は二十二か月連続マイナスを記録し、一般国民の生活はますます疲弊しています。相対的貧困率は一六・一％と上昇し、不安定雇用が多い非正規労働者は今やおよそ二千万人、雇用者全体に占める割合は約三八％にまで増え続け、格差拡大の傾向は止まりそうにありません。

もし仮にこの予算が執行されてしまえば、消費はますます低迷し、経済は回復するどころか、更に混乱の度を深めていくことは確実であると考えます。

以下、その理由を具体的に申し上げます。
第一に、国民生活に直結する社会保障関係費についてです。

今日、親の経済力の格差が子供の教育格差を助長している問題が明らかになっていきます。一人親家庭の相対的貧困率は何と五四・六％、そうした家庭を中心とした子供の貧困の問題が私たちの目の前で現実のものとなつていきます。経済力の乏しい家庭で生まれた子供は、満足な教育が受けられず、能力開発の機会すら与えられない社会で、果たして安定した雇用が確保できるでしょうか。今、我が国に必要なことは、子育てや教育、介

護など、人への投資に予算を重点的に投入し、雇用の拡大とともに、持続的な成長を支える人材を育成することであります。

しかし、本予算案では、介護報酬の大幅引下げや子育て給付金の減額など、国民生活に直結する歳出が容赦なく削減されています。雇用の足を引く張る外形標準課税の拡大などの税制改正と相まって、消費低迷、格差拡大に一層拍車を掛けてしまっています。

第二に、政府が次元の異なる大胆な政策と吹聴する地方創生関係予算についてです。

地方創生関連予算七千二百二十五億円の八五％に当たる約六千億円が従来の延長線上の焼き直しにすぎず、地方創生や国土強靱化等のタイトルを付けたばらまきがめじろ押しです。

そもそも、地方自治体に総合戦略の策定を義務付け、国が認定した上で補助金を交付する仕組み自体、地域の実情が全く分からない霞が関主導の旧来の枠組みそのものにすぎません。地域の自主性、独自性に枠をはめるものであり、潜在力の発揮の足かせになりかねないものであります。

自民党、公明党の統一地方選挙対策には功を奏するのかもしれませんが、このような予算では地方創生など絵に描いた餅、夢のまた夢にすぎません。民主党政権が創設した一括交付金制度こそ、地域の潜在力発揮に向けて真に必要な施策であり、その早期復活を求めるものです。

第三に、農政についてです。
十年間で所得倍増といった派手な言葉が躍るも

の、農業者戸別所得補償制度の固定支払部分が半減される中、昨年の秋の米価下落によつて廃業を検討する農家も多く、農家の方々にとっては、所得倍増どころか将来への展望が全く開けない状況になつてしまいました。各地の農家を競争力と魅力あるものに変えていくためには、戸別所得補償制度を復活させ、セーフティネットをしつかりつくるべきであると考えます。

以上指摘したとおり、本予算案は、経済再生と財政再建の両立どころか、両方ともはるかかなたに遠のかせる代物であり、到底賛成できるものではありません。

最後に、民主党は、分配と成長の両立を図り、格差是正、機会の平等によつて経済成長の基盤の構築に正面から取り組んでいくことを国民の皆様方にお誓い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(山崎正昭君) 岡田広君。
(岡田広君登壇、拍手)

○岡田広君 自由民主党の岡田広です。
ただいま議題となりました平成二十七年度予算三案に対しまして、自由民主党、公明党を代表して、賛成の立場から討論いたします。
アベノミクス三本の矢の一体的な推進により、我が国の経済は回復基調にあります。平成二十六年十月から十二月期の企業の経常利益は、前年同期と比べ一一・六％増の十八兆六百五十一億円と、過去最高となっております。

更なる経済の好循環を実現するためには、賃金の増に伴う内需の拡大がポイントとなりますが、総理は、経済界に賃金を上げるよう何度也要請されてこられました。その成果もあつて、賃金の引上げも二・〇七％と、過去十五年で最高水準となつております。

今後は、特に、賃上げを大企業だけでなく中小企業にも波及させることが重要となります。日本のサラリーマンの約七割が中小企業で働いており、中小企業で賃上げが行われ、それが消費拡大の起爆剤となり、初めて景気の良い循環が完成されるのです。

景気回復をより確実にするためにも、平成二十六年補正予算と併せ、一刻も早く本予算案を執行して、切れ目のない経済政策を実行していかねばなりません。

以下、本予算案に賛成する大きな理由を二つ述べてまいります。

第一の理由は、本予算案が、地方創生や少子高齢化対策など、我が国の抱える重要な諸課題に対し、的確に対応している点であります。

総理は、施政方針演説で、「地方こそ成長の主役です。」と述べられました。まだ景気回復の恩恵を十分に受けていない地方の状況を踏まえ、新しい日本のための優先課題推進や地方財政計画における歳出枠を活用し、魅力あふれる町づくり、人づくり、仕事づくりのための予算措置がされております。

また、消費税増収分等を活用して、子ども・子

育て支援新制度、待機児童解消加速化プランや放課後児童クラブの充実等について予算措置がされております。これらは、少子化対策や女性の社会進出を図るものとして大いに評価できるものであります。

さらに、介護職員の処遇の改善や良好なサービスに対する加算を行いつつ、一方で介護保険料の上昇の抑制を行う等、利用者負担の軽減を図っております。

その他、我が国周辺の海空域の警戒監視能力を強化するとともに、沿岸監視体制等を整備するための予算措置、防災・減災対策の充実や老朽化インフラの維持管理、物流ネットワーク強化等を内容とする公共事業予算の確保も図られております。

東日本大震災からの復興では、平成二十六年補正予算と合わせて前年度並みの財源を確保し、復旧・復興の一層の加速化を進めることになっております。

これらの重要課題について、本予算案では的確な対応がなされていきます。

本予算案に賛成する第二の理由は、財政健全化を着実に進めている点であります。

消費税の引上げ、企業の業績回復による税収の増加や歳出の効率化、適正化を図った結果、新規国債発行額は平成二十六年予算と比べ四・四兆円減少し、公債依存度は平成二十一年度当初予算以来の三〇％台となりました。

国の一般会計のプライマリーバランスは、平成

二十六年予算から四・六兆円改善し、中期財政計画を上回る結果となっており、平成二十七年の国と地方を合わせた赤字半減目標を達成することが可能な状況となっております。

以上、賛成の理由を申し述べました。

安倍総理は、首相官邸での花見の際に、「賃上げの花が舞い散る春の風との俳句を詠まれました。春風に乗って景気回復の流れが日本全国津々浦々に広がっていくためには、本予算案の成立が何としても必要であります。

本予算案に対し、多くの皆様の御賛同をお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 清水貴之君。

〔清水貴之君登壇、拍手〕

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。

会派を代表して、平成二十七年一般会計予算、平成二十七年特別会計予算及び平成二十七年政府関係機関予算につき、反対の立場から討論いたします。

本年の予算委員会では、大臣の政治と金の問題で多くの時間が割られました。補助金を受け取った企業がその補助金を出した役所の大員などに献金を行っていました。ところが、受け取った側が、補助金の件を知らなかったで献金の受取は違法ではない、問題ないのだと強弁する姿を見て、国民の皆さんには、また政治と金の問題か、何度繰り返されても反省しないのだなと、政治に対する不信感が更に高まったことだと思えます。

維新の党は、繰り返された政治と金にまつわる疑惑を根本から断ち切るために、企業・団体献金の受取禁止を党独自で既に決定いたしました。また、同趣旨の法改正案も国会に提出しています。

第一次安倍内閣のときから合わせると、七人も

の大臣が政治と金の問題で辞任、交代し、ほかに一名が留任を遠慮せざるを得なかった安倍政権だからこそ、この現状を真摯に反省して、政治と金に関わる抜本的な政治改革に取り組みべきであるとまず初めに申し上げさせていただきます。

それでは、政府提出予算の中身について、以下七点、反対理由を述べます。

第一に、歳出削減が不十分です。

安易な増税に頼り、歳出削減を後回しにした国は、その多くが財政再建に失敗しているのが現実です。経済成長が実質二％、名目で三％、税収が今後五年で十四兆円増えるという政府の楽観的な見通しでも、二〇二〇年度の単年度赤字は九・四兆円となり、厳しい歳出削減が避けられない状況です。

しかし、政府提出予算案では、歳出が昨年度当初予算から四千五百億円増えており、三年連続の増加となっております。増え続ける予算に歯止めが掛かっておらず、中期的な財政再建の見通しが立っていません。補正予算も含めたいわゆる十五か月予算ベースでいえば、三年連続百兆円規模の予算となっております。

国の借金は全て我々の子供や孫の世代が返済することになります。世代間格差の是正のため、歳

出の増加をすぐにでも食い止めなければなりません。

第二に、歳出を抑えるための無駄の削減が足りていません。

安倍政権が国土強靱化の名目で、平成二十五年は一五％、平成二十六年は一二・九％、そして平成二十七年でも増額している公共事業費。しかし、平成二十五年決算では三兆八千四百億円が繰越され、三千億円が不用となつています。全国で増え過ぎた新規公共事業は、単に無駄を生むだけでなく、建設コストの上昇と人手不足を招き、東北の復興を遅らせています。

特別会計も、例えば平成二十七年の労働保険特会の積立金見込みは、労災勘定が七兆七千九百億円、雇用勘定が五兆八千四百億円、合計で十三兆六千三百億円にも上り、一般会計からの繰入れ一千四百五十億円は当面不要なはずで、むしろ、巨額の積立金を原資に、保険料を引き下げる形で国民に還元すべきです。

独立行政法人も、平成二十五年には、GPIFを除く全ての独法の流動資産の合計は百七兆九千六百億円、純資産の合計は三十二兆八千億円となつていにもかかわらず、本年度予算案では、運営費交付金として一兆四千億円を投入することになっていきます。不要資産の認定を厳しく行つて国庫返納を進め、更なる独法改革によって運営費交付金の削減を行うべきです。

補正予算で各党が指摘した基金も、本年度は二千九百七十億円が返納予定ですが、事業費が基金

の規模に比べて著しく小さいのに返納対象になつていない基金が数多く残っています。

予算の目玉のはずの地方創生枠の七千二百二十五億円についても、予算措置を伴うものだけで百七十以上の事業が詰め込まれていますが、めり張りが全くなく、既存事業の継続にすぎないものや事業の重複も見受けられます。何より、国が総合戦略や政策パッケージを決めて、それに沿う地方版戦略を作らせるやり方は、地方分権に逆行しています。

第三の理由は、国会議員と公務員の身を切る改革がないことです。

歳出削減で国民に痛みを求めるならば、その前に国会議員と公務員の身を切る改革を行うべきです。しかしながら、震災復興のために減額していた国会議員歳費と公務員給与を昨年度予算で元に戻し、さらに、本年度予算で国家公務員給与は五百億円増えています。これでは、歳出削減にも増税にも国民の理解は到底得られません。

国会議員の文書通信交通滞在費についても、維新の党は、領収書のインターネット公開を既に始めています。領収書なしで月百万円使われている議員活動経費について公開から逃げ続けていたから、国民から見えた国会議員は皆、あの号泣県議と同じように、自己保身に執着しているように映っています。

第四に、その身を切る改革なしに国民に痛みを強めています。

年金額の少ない高齢者向けの給付金、低所得者

の介護保険料軽減、年金受給資格期間の短縮、いずれも、消費税一〇％に増税するときに実施するという理由で本年度予算には計上されませんでした。必要な財源は、初年度から完全に実施したとしても八千四百億円です。このような財源は、更なる消費税増税によらずとも、身を切る改革で捻出するべきです。

第五に、消費拡大の経済対策が十分ではありません。

アベノミクスの副作用として、国民の実質賃金は二十二か月連続で下落をしています。今年度の春闘での賃上げも、大企業の一部以外は消費増税分の三％にはとても届きません。

そこで、低所得者と一般の子育て世帯のために、家計を温める施策が必要です。家計が確実に消費に回してくれるような、保育、子供向け医療、そして教育、福祉、いずれかで使用可能なクーポン制度を導入するべきです。

地方創生予算で想定するような商品券と違い、国民が本当に必要な保育、教育などのためのパウチャーを直接利用者に交付して、そのパウチャーで利用者が施設を選べるようにするというやり方です。この方法ならば、事業者間の競争でサービスの向上も見込めます。今問題となつている格差の解消と景気回復のための消費拡大にも資するでしょう。

第六に、復興予算です。

先月の会計検査院の報告で、復興予算の執行率の低さが指摘されています。特に、各省の行う基

金事業については、執行率が五割にも満たない事業も多く、現地のニーズに本当に合っているのか大いに疑問です。にもかかわらず、こうした基金事業を含む各省予算の一括計上分が本年度には二千四百億円増えています。その一方で、被災自治体が使いたい道を選べる福島再生加速化交付金や東日本大震災復興交付金は削減されています。

あの震災から四年、避難者はいまだに二十三人にもなります。復興予算は、霞が関の各省庁の事業ではなく、被災地向けの交付金、特に、不足する災害公営住宅の事業等に重点を置くべきではないでしょうか。

最後に、エネルギー予算です。

将来のエネルギーミックスをめぐる議論で、二〇三〇年の再生可能エネルギーの割合について、経済産業省は二〇％台前半を示唆する議論を行い、環境省は三五％も可能とする試算を発表しました。また、原発や石炭火力等のいわゆるベースロード電源の割合について、経産省は六割という数字を示したとされています。この数字を自民党の提言に入れるか入れないかで、自民党の内部でさえ大もめにもめたと報じられています。

政府・与党の立場はどうであれ、どの世論調査でも、原発再稼働に反対の意見が賛成を上回っています。福島事故の経験を踏まえた日本国民の声を政府・与党は真摯に聞くべきです。原発は、市場競争を通じてフェードアウトさせ、将来はゼロにして、日本の技術力を生かして自然エネルギー立国を実現するべきです。国民の声に反して

原発再稼働を進める安倍政権の本年度予算には、そうした方向性が何ら見られません。

電源立地対策費やエネルギー需給勘定の多額の剰余金等の無駄を削減し、再生可能エネルギー固定価格買取制度の地域間調整や発送電完全分離に向けたインフラ補助に充てる等、やるべきことは幾らでもあります。

以上、身を切る改革も無駄削減もできていない中で、国民に痛みを押し付け、家計の消費を増やす政策は不十分、地方政策、復興政策、エネルギー政策が不適当な政府予算案には反対です。

維新の党は、国でも、そして地方でも身を切る改革、そして実のある改革を徹底的に行うことをお約束申し上げまして、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 倉林明子君

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。私は、日本共産党を代表して、二〇一五年度予算三案に反対する討論を行います。

反対する第一の理由は、戦争できる国づくりと一体に軍事費を過去最高としていることです。ステルス戦闘機F35、水陸両用車、オスプレイの購入など、海外派兵型を強力に推進するものであり、断じて認められません。

政府は、今国会を延長してでも安保法制、戦争立法の強行成立を狙っていますが、与党合意の切れ目のない法整備とは、米国の要求に切れ目なく応えて、いつでもどこでもどんな戦争でも、米軍

の行う武力行使への支援を可能にするものであり、自衛隊員を殺し殺される戦地に送れるようにするものにほかなりません。憲法をじゅうりんする戦争立法は、立法化を中止し、集団的自衛権行使容認の閣議決定は撤回すべきです。

沖縄辺野古への米軍新基地建設に反対する沖縄県民の民意は、昨年の知事選挙、総選挙を通じて何度も明確に示されています。ところが、政府は、沖縄県民の民意を踏みにじり、行政不服審査法を使ってまで工事を強行していることは、民主主義に反する二重三重の暴挙と言わざるを得ません。

先日、菅官房長官と翁長沖縄県知事の会談で、翁長知事は、沖縄県民は今日まで自ら基地を提供したことはない、沖縄戦後、強制収用されたものだ、自ら奪って県民に苦しみを与えておいて、普天間基地の危険性除去のために沖縄に負担しろ、おまえたち代替案は持っているのかという話をする。こと自体、政治の墮落だと厳しく指摘しました。

民主主義国家であるならば、工事は即刻中止すべきです。辺野古新基地建設の撤回と普天間基地の閉鎖、撤去を強く求めるものです。

第二に、東日本大震災、福島第一原発事故から四年たった今でも、二十三万人に及ぶ人々が避難生活を強いられているにもかかわらず、復興事業に対する被災地負担を求めようとしていることです。住宅となりわい、地域社会の復興に最後まで責任を負うのは国の当然の責務です。

昨年末、東電と国は一体となって原発事故営業損害賠償を打ち切る提案をし、県民の怒りを広げました。東電と国は、賠償打ち切り方針を撤回し、加害者責任を果たすこと、原因究明と事故収束、汚染水対策に全力を挙げるべきです。

さらに、事故原因の究明どころか収束も見通せない下で、原発をベースロード電源と位置付け、再稼働を進めるなどもつてのほかです。政府は、福島原発事故を受けて、原発から三十キロ圏内の自治体に避難計画を義務付けながら、立地自治体以外の地方自治体には再稼働を拒否する権限を与えず、被害当事者となる住民の声を無視するなど、到底許されません。川内原発、高浜原発の再稼働はきっぱり断念すべきです。

国は、原発が震災前過去三十年間の平均稼働率で稼働することを前提として、再生可能エネルギーを排除できる制度変更を行いました。原発に固執することが、再生可能エネルギーの普及の障害となつていくことは明らかです。原発ゼロの決断を直ちに行い、再生可能エネルギーの飛躍的な普及を進める立場に立つことを強く求めるものです。

第三は、社会保障のためとして消費税増税を強行しながら、社会保障の切捨てを進め、国民に負担増を一層押し付けるものとなつていくからです。

来年度予算案の社会保障予算の削減は、介護報酬の引下げ、年金のマクロ経済スライドの発動、生活保護の削減など、合計三千九百億円にも上つ

ています。後期高齢者医療の保険料は、特例軽減の廃止で二倍から十倍に跳ね上がるもので、低所得者を狙い撃ちにした大負担増になつています。社会保障のためという消費税増税の説明は、完全に破綻しているではありませんか。

アベノミクスで莫大な利益を手にした富裕層は、金融資産を一億円以上持つ世帯が百万を超え、所有する金融資産は何と二百四十一兆円にも上つています。大企業が空前の利益を上げているにもかかわらず、法人税を二年間で一・六兆円も減税する大盤振る舞いです。社会保障の財源は、能力に応じた税の負担で、一人一人の所得を増やす経済改革を行つてこそ確保すべきです。

安倍総理は、企業が世界で一番活躍しやすい国をつくるとして、先日国会に提出した長時間労働と過労死を更に加速させる残業代ゼロ法案、生涯派遣につながる労働者派遣法案まで提出するとしています。こんな労働法制の規制緩和を許せば、日本社会全体が、労働者を使い捨て、使い潰しにする総ブラック企業化し、働く人が世界一住みにくい国となることは明らかです。こんな規制緩和は断じて行うべきではありません。

正規雇用を原則とすること、残業は月の上限を四十五時間に制限する大臣告示を法制化することを強く求めるものです。

最後に、政治と金の問題についてです。二十年前、リクルート事件、ゼネコン汚職など、自民党の金権腐敗政治に国民の厳しい批判が向けられ、企業・団体献金の禁止を廃止するから

と導入されたのが、年間三百二十億円の税金を山分けする政党助成金でした。

ところが、企業・団体献金は、政治家個人に対しては禁止されたものの、政治家が支部長を務める政党支部への献金と政治資金パーティーの形で抜け道が残され、二〇一三年の企業・団体献金の総額は八十七億六千三百万円、政治資金パーティー収入は百七十六億四千三百万円にも上り、いまだに政党助成金との二重取りが続いております。こうした状況が腐敗政治を生み出す温床となつてゐることは明らかです。

政党は、何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金をつくるのが基本です。パーティー券購入も含めた企業・団体献金の全面禁止と政党助成金制度の廃止を一体として行い、金権腐敗政治を根絶する道に踏み出すことを心からお呼びかけいたしまして、反対討論といたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(山崎正昭君) これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(山崎正昭君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(山崎正昭君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八票

白色票

百四十四票

青色票

九十四票

よつて、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一 都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。農林水産委員長山田俊男君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔山田俊男君登壇、拍手〕

○山田俊男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成及び国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを営む者等の努力により継続されてまいりました。

都市農業については、都市計画制度の導入以降、市街化区域が優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされていることもあつて、税制措置等を通じ農地の宅地化が進んできました。しかしながら、近年では、宅地化の圧力が低下することにも、都市農業に対する住民の意識も大きく変化しており、都市農業の機能に対する評価が高まつております。また、東日本大震災を経て、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声も広がっております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めること等により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基本理念として、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮とこれによる都市の農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと、良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと、また、国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に施策が推進されるべきことを定めることとしております。

第二に、都市農業の振興に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、都市農業を営む者等の努力並びに関係者相互の連携及び協力について定めることとしております。

第三に、政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないこととしております。

また、地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として、都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、農林水産委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長片山さつき君。

長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更すること、在レオン及び在ハンプルクの各日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手

当の基準額を改定すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の整備と外務省人員体制の拡充、在外公館の警備体制の強化と在留邦人の安全確保、在外職員の勤務環境の改善、公邸料理人の待遇の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑終局の後、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の北村理事より、この法律の施行期日を平成二十七年四月一日から公布の日に変更する等の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

○

よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会

出席者は左のとおり。

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君

吉良よし子君	又市 征治君	中野 八一君	三原じゅん子君
石川 博崇君	竹谷とし子君	井上 哲士君	小池 晃君
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君	浜田 昌良君	山本 香苗君
河野 義博君	佐々木さやか君	山本 博司君	磯崎 陽輔君
倉林 明子君	福島みずほ君	藤井 基之君	北川イツセイ君
矢倉 克夫君	杉 久武君	市田 忠義君	山下 芳生君
宮本 周司君	田村 智子君	荒木 清寛君	山口那津男君
紙 智子君	秋野 公造君	魚住裕一郎君	西田 実仁君
新妻 秀規君	平木 大作君	長沢 広明君	世耕 弘成君
若林 健太君	江島 潔君	衛藤 晟一君	山谷えり子君
仁比 聡平君	大門実紀史君	赤池 誠章君	長谷川 岳君
若松 謙維君	谷合 正明君	大家 敏志君	宇都 隆史君
横山 信一君	藤川 政人君	吉川ゆうみ君	森屋 宏君
		山下 雄平君	山田 修路君
		渡邊 美樹君	堀内 恒夫君
		三宅 伸吾君	三木 亨君
		舞立 昇治君	堀井 巖君
		馬場 成志君	渡辺 猛之君
		井原 巧君	石井 正弘君
		石田 昌宏君	太田 房江君
		大野 泰正君	北村 経夫君
		古賀友一郎君	牧野たかお君
		中西 祐介君	熊谷 大君
		磯崎 仁彦君	上野 通子君
		石井 浩郎君	赤石 清美君
		山田 俊男君	野上浩太郎君
		小泉 昭男君	二之湯 智君
		岡田 直樹君	松村 祥史君
		野村 哲郎君	愛知 治郎君

末松 信介君	中川 雅治君	山本 一太君	木村 義雄君	有田 芳生君	浜田 和幸君	經濟産業大臣 (内閣府特命担当大臣)	宮沢 洋一君
有村 治子君	宮沢 洋一君	小坂 憲次君	鴻池 祥肇君	中西 健治君	井上 義行君	国土交通大臣	太田 昭宏君
林 芳正君	岡田 広君	森本 真治君	磯崎 哲史君	藤巻 健史君	蓮 舫君	環境大臣 (内閣府特命担当大臣)	望月 義夫君
金子原二郎君	脇 雅史君	石上 俊雄君	安井美沙子君	大島九州男君	中野 正志君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
鶴保 庸介君	関口 昌一君	浜野 喜史君	小西 洋之君	水野 賢一君	山田 太郎君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
岩城 光英君	伊達 忠一君	石橋 通宏君	大野 元裕君	儀間 光男君	柴田 巧君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
高階恵美子君	岩井 茂樹君	柘植 芳文君	斎藤 嘉隆君	水岡 俊一君	津田弥太郎君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
平野 達男君	糸数 慶子君	徳永 エリ君	田城 郁君	江口 克彦君	中山 恭子君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
山本 太郎君	阿達 雅志君	難波 奨二君	江崎 孝君	松田 公太君	真山 勇一君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
青木 一彦君	荒井 広幸君	滝波 宏文君	野田 国義君	川田 龍平君	小見山幸治君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
主演 了君	谷 亮子君	金子 洋一君	吉川 沙織君	増子 輝彦君	福山 哲郎君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
羽生田 俊君	二之湯武史君	牧山ひろえ君	風間 直樹君	櫻井 充君	小川 敏夫君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
長峯 誠君	中泉 松司君	相原久美子君	林 久美子君	長浜 博行君	小野 次郎君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
豊田 俊郎君	堂故 茂君	佐藤 正久君	広田 一君	室井 邦彦君	前川 清成君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
大沼みずほ君	上月 良祐君	藤末 健三君	尾立 源幸君	加藤 敏幸君	小川 勝也君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
酒井 庸行君	島田 三郎君	大久保 勉君	白 眞敷君	直嶋 正行君	北澤 俊美君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
島村 大君	高野光二郎君	足立 信也君	藤本 祐司君	柳田 稔君	前田 武志君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
高橋 克法君	滝沢 求君	島尻安伊子君	佐藤 信秋君	江田 五月君	寺田 典城君	防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
石井 準一君	丸山 和也君	芝 博一君	柳澤 光美君	片山虎之助君		防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
古川 俊治君	森 まさこ君	小林 正夫君	藤田 幸久君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
丸川 珠代君	西田 昌司君	大塚 耕平君	那谷屋正義君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
塚田 一郎君	石井みどり君	山東 昭子君	中曽根弘文君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
吉田 博美君	松山 政司君	神本美恵子君	田中 直紀君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
水落 敏栄君	山本 順三君	羽田雄一郎君	郡司 彰君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
猪口 邦子君	松下 新平君	榎葉賀津也君	和田 政宗君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
福岡 資麿君	片山さつき君	渡辺美知太郎君	田中 茂君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
溝手 顕正君	柳本 卓治君	清水 貴之君	松沢 成文君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
岸 宏一君	武見 敬三君	薬師寺みちよ君	行田 邦子君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君
山崎 力君	橋本 聖子君	山口 和之君	東 徹君			防衛大臣 (内閣府特命担当大臣)	菅 義偉君

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

野田 国義君

補欠

森本 真治君

財政金融委員

辞任

吉川ゆうみ君

補欠

大野 泰正君

文教科学委員

辞任

森本 真治君

補欠

野田 国義君

厚生労働委員

辞任

秋野 公造君

補欠

平木 大作君

農林水産委員

辞任

木村 義雄君

補欠

太田 房江君

経済産業委員

辞任

平木 大作君

補欠

秋野 公造君

国土交通委員

辞任

上月 良祐君

補欠

林 芳正君

環境委員

辞任

大野 泰正君

補欠

宮沢 洋一君

環境委員

辞任

宮沢 洋一君

補欠

吉川ゆうみ君

国家基本政策委員

辞任

柴田 巧君

補欠

儀間 光男君

予算委員

辞任

北村 経夫君

補欠

福岡 資麿君

高橋 克法君

補欠

末松 信介君

大久保 勉君

補欠

藤本 祐司君

田中 直紀君

補欠

森本 真治君

長沢 広明君

補欠

新妻 秀規君

儀間 光男君

補欠

寺田 典城君

薬師寺みちよ君

補欠

渡辺美知太郎君

決算委員

辞任

寺田 典城君

補欠

柴田 巧君

行政監視委員

辞任

福岡 資麿君

補欠

北村 経夫君

藤本 祐司君

補欠

大久保 勉君

議院運営委員

辞任

林 芳正君

補欠

上月 良祐君

森本 真治君

補欠

田中 直紀君

新妻 秀規君

補欠

長沢 広明君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

高橋 克法君

補欠

柘植 芳文君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六二二号）

民法の一部を改正する法律案（閣法第六三三号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第六四四号）

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

半島振興法の一部を改正する法律案
山村振興法の一部を改正する法律案
東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。
局地的な大雨及び集中豪雨による災害対策に関する質問主意書（江口克彦君提出）（第八九号）
拉致問題等に対する国連での取組に関する質問主意書（有田芳生君提出）（第九〇号）
「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書（有田芳生君提出）（第九一号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤末健三君提出水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問に対する答弁書（第八六号）

参議院議員浜田和幸君提出選挙権年齢等の引下げに関する質問に対する答弁書（第八七号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

半島振興法の一部を改正する法律
地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
山村振興法の一部を改正する法律

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十五条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告を受領した。 去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 森本 真治君 補欠 野田 国義君	外交防衛委員 辞任 福山 哲郎君 補欠 白 眞勲君 財政金融委員 辞任 大野 泰正君 補欠 宮沢 洋一君 文教科学委員 辞任 野田 国義君 補欠 森本 真治君 厚生労働委員 辞任 太田 房江君 補欠 木村 義雄君 農林水産委員 辞任 秋野 公造君 補欠 平木 大作君 国土交通委員 辞任 木村 義雄君 補欠 太田 房江君 宮沢 洋一君 大野 泰正君 予算委員 辞任 末松 信介君 補欠 高橋 克法君 福岡 資麿君 北村 経夫君 三原じゅん子君 長峯 誠君 小西 洋之君 安井美沙子君 藤本 祐司君 大久保 勉君 森本 真治君 田中 直紀君	新妻 秀規君 長沢 広明君 寺田 典城君 川田 龍平君 小池 晃君 田村 智子君 山田 太郎君 アントニオ猪木君 和田 政宗君 松沢 成文君 渡辺美知太郎君 薬師寺みちよ君 福島みずほ君 又市 征治君 又市 征治君 安井美沙子君 小西 洋之君 柴田 巧君 寺田 典城君 田村 智子君 小池 晃君 薬師寺みちよ君 渡辺美知太郎君 又市 征治君 福島みずほ君 又市 征治君 北村 経夫君 補欠 福岡 資麿君 長峯 誠君 三原じゅん子君 大久保 勉君 藤本 祐司君 中野 正志君 和田 政宗君 補欠 森本 真治君 田中 直紀君 新妻 秀規君 長沢 広明君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 新生児里親委託に関する質問主意書(西村まさみ君提出(第八八号)) 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 辞任 白 眞勲君 補欠 福山 哲郎君 厚生労働委員 辞任 福山 哲郎君 補欠 白 眞勲君 予算委員 辞任 長峯 誠君 補欠 三原じゅん子君 安井美沙子君 福山 哲郎君 川田 龍平君 片山虎之助君 アントニオ猪木君 山田 太郎君 又市 征治君 福島みずほ君 補欠 安井美沙子君 又市 征治君 同日議員から次の議案が提出された。 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外一名発議)(参第四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君提出)(衆第一七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

T P P交渉の情報開示に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第九二号)

もんじゅに関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九三号)

核融合発電に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九四号)

風営法改正に関する質問主意書(安井美沙子君提出)(第九五号)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

福山 哲郎君 小西 洋之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

野村 哲郎君 豊田 俊郎君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 補欠

石川 博崇君 長沢 広明君

地方・消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

西村まさみ君 那谷屋正義君

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任 補欠

宇都 隆史君 山下 雄平君
片山さつき君 三宅 伸吾君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

電気通信事業法等の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

医療法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

労働基準法等の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(閣法第七一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

高速道路についての基本的認識に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第九六号)

高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第九七号)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

田村 智子君 紙 智子君

決算委員

辞任 補欠

小池 晃君 田村 智子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

豊田 俊郎君 野村 哲郎君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 補欠

長沢 広明君 石川 博崇君

地方・消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

三宅 伸吾君 片山さつき君

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任 補欠

那谷屋正義君 西村まさみ君

「北朝鮮当局による人権侵害問題」に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第九一号)

T P P交渉の情報開示に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第九二号)

もんじゅに関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九三号)

核融合発電に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第九四号)

風営法改正に関する質問主意書(安井美沙子君提出)(第九五号)

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

山下 芳生君 田村 智子君

総務委員

辞任 補欠

野田 国義君 浜野 喜史君

法務委員

辞任 補欠

矢倉 克夫君 山口那津男君

外交防衛委員

辞任 補欠

末松 信介君 堀井 巖君

アノトニオ猪木君 山口 和之君

財政金融委員

辞任 補欠

磯崎 哲史君 森本 真治君

文科学委員会

辞任

補欠

森本 真治君

磯崎 哲史君

田村 智子君

山下 芳生君

厚生労働委員会

辞任

補欠

小池 晃君

辰巳孝太郎君

農林水産委員会

辞任

補欠

堀井 巖君

末松 信介君

山口那津男君

矢倉 克夫君

国土交通委員会

辞任

補欠

辰巳孝太郎君

小池 晃君

山口 和之君

アントニオ猪木君

環境委員会

辞任

補欠

浜野 喜史君

野田 国義君

予算委員会

辞任

補欠

石田 昌宏君

堀内 恒夫君

小西 洋之君

浜野 喜史君

蓮 舫君

石上 俊雄君

片山虎之助君

室井 邦彦君

山田 太郎君

松田 公太君

松沢 成文君

江口 克彦君

福島みずほ君

吉田 忠智君

平野 達男君

荒井 広幸君

決算委員会

辞任

補欠

堀内 恒夫君

石田 昌宏君

議院運営委員会

辞任

補欠

石上 俊雄君

蓮 舫君

浜野 喜史君

小西 洋之君

室井 邦彦君

片山虎之助君

同日委員長から次の議案が提出された。

都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出)

(参第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第二〇号)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(閣法第一〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第九八号)

日本人抑留者に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第九九号)

日本郵便株式会社における郵便物の放棄等の不祥事に関する質問主意書(山田太郎君提出)(第一〇〇号)

アジアインフラ投資銀行に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一〇一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員西村まさみ君提出新生児里親委託に関する質問に対する答弁書(第八八号)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第二 安藤 裕君 (ふくだ峰之君の補欠)

同日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十六年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員との間の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく平成二十六年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

田村 智子君

山下 芳生君

総務委員

辞任

補欠

浜野 喜史君

野田 国義君

法務委員

辞任

補欠

山口那津男君

矢倉 克夫君

外交防衛委員

辞任

補欠

堀井 巖君

末松 信介君

福山 哲郎君

石橋 通宏君

山口 和之君

アントニオ猪木君

財政金融委員

辞任

補欠

森本 真治君

磯崎 哲史君

文科学委員会

辞任

補欠

磯崎 哲史君

森本 真治君

山下 芳生君

田村 智子君

厚生労働委員

辞任

補欠

石橋 通宏君

福山 哲郎君

辰巳孝太郎君

小池 晃君

農林水産委員

辞任

補欠

末松 信介君

堀井 巖君

矢倉 克夫君

山口那津男君

国土交通委員

辞任

小池 晃君
アントニオ猪木君

補欠

辰巳孝太郎君
山口 和之君

環境委員

辞任

野田 国義君

補欠

浜野 喜史君

国家基本政策委員

辞任

儀間 光男君

補欠

片山虎之助君

予算委員

辞任

堀内 恒夫君
石上 俊雄君
大塚 耕平君
浜野 喜史君
長沢 広明君
室井 邦彦君
紙 智子君
江口 克彦君
吉田 忠智君
荒井 広幸君

補欠

石田 昌宏君
蓮 舩君
安井美沙子君
小西 洋之君
河野 義博君
儀間 光男君
辰巳孝太郎君
松沢 成文君
福島みずほ君
平野 達男君

決算委員

辞任

石田 昌宏君
安井美沙子君

補欠

堀内 恒夫君
大塚 耕平君

議院運営委員

辞任

小西 洋之君
蓮 舩君
河野 義博君
片山虎之助君

補欠

浜野 喜史君
石上 俊雄君
長沢 広明君
室井 邦彦君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第二〇号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

都市農業振興基本法案(農林水産委員長提出)
同日議員から次の質問主意書が提出された。

北部訓練場のヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一〇二号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

高速道路についての基本的認識に関する質問主意書(山本太郎君提出(第九六号))

高速道路新設の理由に使われる「第三次救急医療機関」に関する質問主意書(山本太郎君提出(第九七号))

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十七年一般会計予算、平成二十七年特別会計予算及び平成二十七年政府関係機関予算審査報告書

審査報告書

平成二十七年一般会計予算

平成二十七年特別会計予算

平成二十七年政府関係機関予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月九日

予算委員長 岸 宏一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十七年一般会計予算、平成二十七年特別会計予算及び平成二十七年政府関係機関予算並びに平成二十七年財政投融资計画は、(一)「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する、(二)国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成二十六年に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成二十六年からの増加を最小限に抑える、(三)「中期財政計画」に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる、(四)新規国債発行額について、平成二十六年予算に比し着実に減少させること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及印

紙収入五十四兆五千二百五十億円を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債六兆三千億円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第二条第一項の規定による公債三十兆八千六百億円の収入を予定しているほか、その他収入四兆九千五百三十九億五千九百七十七万円を見込んでいる。

歳出面では、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図ることとしている。

これらの結果、平成二十七年一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九十六兆三千四百九十九億五千九百七十七万円となり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百三十九兆四千九百四十九億六千四百五十万六千円、歳出二百三十七兆九千七百八十二億四千二百二十二万四千円となる。

特別会計の数は、平成二十七年において、「森林国営保険法等の一部を改正する法律」に基づき、森林保険特別会計を廃止することとしていることから、前年度から一減少して十四となる。

また、政府関係機関の数は、沖縄振興開発金融公庫ほか三で、前年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

平成二十七年 一般会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月十三日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年 特別会計予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月十三日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年 政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月十三日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

都市農業振興基本法案

右の議案を提出する。

平成二十七年四月七日

提出者

農林水産委員長 山田 俊男

参議院議長 山崎 正昭殿

都市農業振興基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 都市農業振興基本計画等(第九条・第十條)

第三章 基本的施策(第十一条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市農業の振興に關し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に關する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な發揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身

近に農作業に親しむとともに農業に關して学習することができ、場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたつて適切かつ十分に發揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。

2 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に發揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立つて、土地利用に關する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。

3 都市農業の振興に關する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する第一項の機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のつとり、都市農業の振興に關する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとり、都市農業の振興に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都市農業を営む者等の努力)

第六条 都市農業を営む者及び農業に關する団体は、都市農業及びこれに關連する活動を行うに当たつては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に關する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、都市農業の振興に關する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 都市農業振興基本計画等

(都市農業振興基本計画)

第九条 政府は、都市農業の振興に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都市農業の振興に關する施策についての基本的な方針

二 次章に定める基本的施策の実施その他都市農業の振興に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、都市農業の振興に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、關係行政機關の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方計画)

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に關する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

平成二十七年四月九日 参議院會議録第十二号

都市農業振興基本法案

2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るため、農産物の生産に必要な施設の整備、都市農業の特性に応じた農業経営の展開のための技術及び知識の普及指導、都市農業に關連する諸制度についての情報の提供、都市農業の経営の安定向上に資するための農村地域における営農との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の發揮)

第十二条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能が的確に發揮されるよう、これらの機能に關する計画における当該機能の位置付けの明確化、都市農業を営む者等とのこれらの機能の發揮に係る協定の締結、これらの機能の發揮に資する施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(的確な土地利用に關する計画の策定等のための施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が繼續される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が繼續される土地に關し、的確な土地利用に關する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、土地利用に關する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に繼續されるよう、都市農業のための利用が繼續される土地に關し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市農業により生産された農産物を地元において消費する地産地消の促進を図るため、直売所の整備、都市農業を営む者と食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、都市住民に対する地元産の農産物に關する情報の提供、学校給食等における地元産の農産物の利用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農作業を体験することができ環境の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する第三項第一項の機能のうち同項の場を提供する機能が發揮されるようにするとともに都市

における農地の有効な活用が図られるようにし、及び都市住民の農業に対する理解と関心を深めるため、市民農園の整備その他の農作業を体験することができ環境の整備、教育及び高齢者、障害者等の福祉を目的とする都市農業の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における農作業の体験の機会の充実等)

第十七条 国及び地方公共団体は、前条の教育を目的とする都市農業の活用の推進に当たっては、特に学校教育において、食及び食を支える人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に關する学習の機会を充実させるようにするものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十八条 国及び地方公共団体は、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、都市農業に關する知識の普及及び啓発のための広報活動、都市農業を営む者と都市住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市住民による農業に關する知識及び技術の習得の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、都市農業に關心を有する都市住民が都市農業の振興に係る多様な取組に積極的に参加することができるよう、農業に關する知識及び技術の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第二十條 国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとする。

(連携協力による施策の推進)

第二十一條 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第十一條から前条までの施策が適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る都市農業の振興に関する施策を推進しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国土交通省設置法の一部改正)

2 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「含む。」の下に

「、都市農業振興基本法(平成二十七年法律第号)」を加える。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

3 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)及び都市農業振興基本法(平成二十七年法律第号)」に改める。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月七日

外交防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

附則中「平成二十七年四月一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定(一) 総領事館の表中南米の項中在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「グルジア」とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更する等の規定の整

備を行うこと、在外公館として在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日等について修正を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十七年一度一般会計予算(外務省所管)に約四億二百六十六万円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七

年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一 大使館の表欧州の項中「在グルジア日本国大使館

「トビリシ」を削り、「在サンマリノ日本国大使館

「サンマリノ」に改める。

別表第一のうち二 総領事館の表中南米の項中「在リオデジャネイロ日本国総領事館

「リオデジャネイロ」を「在リオデジャネイロ日本国総領事館

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

「ブラジル」に改め、同表欧州の項中「在

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別									
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	インドネシア	660,000	610,000	573,600	554,800	526,500	479,400	432,300	385,200	347,500	328,700
	インドネシア	570,000	490,000	458,900	441,800	416,200	373,600	331,000	288,300	254,200	237,200
	カンボジア	580,000	560,000	524,300	505,400	477,100	429,900	382,700	335,500	297,800	278,900
	シンガポール	760,000	680,000	638,400	612,800	574,500	510,700	446,900	383,000	332,000	306,400
	スリランカ	550,000	540,000	506,000	488,000	461,200	416,400	371,600	326,900	291,000	273,100
	タイ	660,000	550,000	517,100	496,400	465,400	413,700	362,000	310,300	268,900	248,200
	大韓民国	840,000	700,000	656,800	630,500	591,100	525,400	459,700	394,100	341,500	315,200
	中華人民共和国	1,030,000	820,000	766,400	736,500	691,700	617,100	542,500	467,800	408,100	378,300
	ネパール	660,000	640,000	611,000	592,800	565,600	520,200	474,800	429,400	393,100	374,900
	バキスタン	760,000	700,000	671,200	653,100	626,000	580,700	535,500	490,200	454,000	435,900
	ベンガラデシュ	710,000	690,000	651,100	631,100	601,000	550,900	500,800	450,700	410,600	390,500
	東ティモール	810,000	790,000	749,400	727,000	693,400	637,500	581,600	525,600	480,900	458,500
	フィリピン	640,000	540,000	504,900	485,500	456,400	407,900	359,400	310,900	272,100	252,700
	ブータン	620,000	600,000	563,600	544,800	516,500	469,400	422,300	375,200	337,500	318,700
	ブルネイ	660,000	630,000	589,400	565,800	530,400	471,500	412,600	353,600	306,500	282,900
	ペトナム	560,000	500,000	471,600	453,900	427,300	383,000	338,700	294,400	258,900	241,200
	マレーシア	610,000	550,000	509,800	489,400	458,800	407,800	356,800	305,900	265,100	244,700
	ミャンマー	640,000	620,000	587,300	567,400	537,500	487,800	438,100	388,400	348,600	328,700
	モルディブ	590,000	580,000	546,000	528,000	501,200	456,400	411,600	366,900	331,000	313,100
	モンゴル	610,000	590,000	560,400	542,300	515,100	469,700	424,400	379,000	342,700	324,600
	ラオス	690,000	670,000	627,400	605,900	573,600	519,900	466,200	412,400	369,400	347,900
大洋州	オーストラリア	760,000	690,000	640,300	614,600	576,200	512,200	448,200	384,200	332,900	307,300
	キリバス	690,000	670,000	638,500	619,000	589,700	540,900	492,100	443,300	404,200	384,700
	ツバク	780,000	750,000	704,400	678,200	638,900	573,500	508,100	442,600	390,300	364,100
	サモア	660,000	640,000	600,400	578,400	545,300	490,300	435,300	380,200	336,200	314,200
	ソロモン	970,000	940,000	886,900	859,000	817,200	747,500	677,800	608,100	552,400	524,500
	ツバル	690,000	670,000	638,500	619,000	589,700	540,900	492,100	443,300	404,200	384,700
	トンガ	730,000	710,000	662,000	637,500	600,800	539,600	478,400	417,200	368,200	343,800
	ナウル	590,000	570,000	538,500	519,000	489,700	440,900	392,100	343,300	304,200	284,700
	ニューージーランド	730,000	700,000	654,400	628,200	588,900	523,500	458,100	392,600	340,300	314,100
	バヌアツ	590,000	570,000	538,500	519,000	489,700	440,900	392,100	343,300	304,200	284,700
	バヌアニューギニア	950,000	930,000	876,300	848,800	807,600	739,000	670,400	601,800	546,900	519,400

	パラオ	650,000	630,000	585,800	563,100	529,200	472,600	416,000	359,500	314,200	291,600	268,900	246,300
	フィジー	590,000	570,000	538,500	519,000	489,700	440,900	392,100	343,300	304,200	284,700	265,200	245,700
	マーシャル	650,000	630,000	589,300	567,700	535,300	481,400	427,500	373,600	330,400	308,800	287,300	265,700
	ミクロネシア	640,000	620,000	577,900	556,800	525,100	472,300	419,500	366,700	324,500	303,400	282,300	261,200
北米	アメリカ合衆国	860,000	640,000	597,900	574,000	538,100	478,300	418,500	358,700	310,900	287,000	263,100	239,200
	カナダ	710,000	640,000	594,300	570,500	534,800	475,400	416,000	356,600	309,000	285,200	261,500	237,700
中南米	アルゼンチン	490,000	470,000	439,100	421,600	395,200	351,300	307,400	263,500	228,300	210,800	193,200	175,700
	アンデス・グア・バーターダ	600,000	570,000	538,000	517,300	486,200	434,400	382,600	330,800	289,400	268,600	247,900	227,200
	カルグアイ	690,000	670,000	623,000	598,100	560,700	498,400	436,100	373,800	324,000	299,000	274,100	249,200
	エカトル	670,000	650,000	610,900	588,400	554,800	498,700	442,600	386,500	341,700	319,200	296,800	274,400
	エルサルバドル	610,000	590,000	554,100	534,000	503,800	453,500	403,200	352,900	312,700	292,500	272,400	252,300
	ガイアナ	900,000	870,000	817,800	787,000	741,000	664,200	587,400	510,700	449,200	418,500	387,800	357,100
	キューバ	740,000	720,000	679,900	658,700	626,900	573,900	520,900	467,900	425,500	404,300	383,100	362,000
	グアテマラ	740,000	720,000	676,100	652,700	617,500	558,900	500,300	441,700	394,800	371,300	347,900	324,500
	グレナダ	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	コスタリカ	640,000	620,000	581,500	559,000	525,400	469,200	413,100	356,900	312,000	289,500	267,100	244,600
	コロンビア	680,000	660,000	623,400	602,000	570,000	516,700	463,400	410,000	358,900	317,700	297,100	276,500
	ジャマイカ	620,000	600,000	564,900	544,300	513,400	461,900	410,400	358,900	317,700	297,100	276,500	256,000
	スリナム	890,000	860,000	804,300	774,100	728,800	653,400	578,000	502,600	442,200	412,000	381,900	351,700
	セントクリストファー・ネイビス	600,000	570,000	538,000	517,300	486,200	434,400	382,600	330,800	289,400	268,600	247,900	227,200
	セントビンセント	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	セントルシア	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	チリ	690,000	660,000	617,300	592,600	555,500	493,800	432,100	370,400	321,000	296,300	271,600	246,900
	ドミニカ	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	ドミニカ共和国	680,000	660,000	622,500	601,200	569,300	516,000	462,800	409,500	366,900	345,600	324,300	303,000
	トリニダード・トバゴ	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700
	ニカラグア	670,000	650,000	617,900	599,700	572,400	526,800	481,200	435,700	399,200	381,000	362,800	344,600
	ハイチ	880,000	860,000	815,600	792,200	757,100	698,500	639,900	581,400	534,500	511,100	487,700	464,300
	パナマ	590,000	570,000	535,800	515,100	484,200	432,600	381,000	329,500	288,200	267,600	246,900	226,300
	パハマ	620,000	600,000	564,900	544,300	513,400	461,900	410,400	358,900	317,700	297,100	276,500	256,000
パラグアイ	640,000	620,000	582,900	561,600	529,600	476,300	423,000	369,700	327,100	305,800	284,500	263,200	
バルバドス	630,000	610,000	571,800	550,900	519,600	467,400	415,200	363,100	321,300	300,400	279,600	258,700	
ブラジル	770,000	740,000	691,500	664,600	624,400	557,200	490,100	422,900	369,200	342,300	315,500	288,600	
ペネズエラ	960,000	930,000	868,300	837,100	790,400	712,600	634,800	557,000	494,700	463,600	432,400	401,300	
ベリーズ	710,000	690,000	646,900	623,000	587,200	527,500	467,800	408,100	360,400	336,500	312,600	288,800	
ペルー	690,000	660,000	622,400	599,500	565,100	507,900	450,700	393,400	347,600	324,700	301,800	279,000	

	ボリビア	760,000	740,000	701,900	681,400	650,700	599,500	548,300	497,100	456,200	435,700	415,200	394,800
	ホンジュラス	640,000	620,000	583,800	564,300	535,000	486,200	437,400	388,600	349,600	330,000	310,500	291,000
	メキシコ	680,000	660,000	616,900	593,000	557,200	497,500	437,800	378,100	330,400	306,500	282,600	258,800
欧州	アイスランド	660,000	640,000	595,900	572,000	536,300	476,700	417,100	357,500	309,900	286,000	262,200	238,400
	アイルランド	700,000	680,000	630,000	604,800	567,000	504,000	441,000	378,000	327,600	302,400	277,200	252,000
	アゼルバイジャン	660,000	630,000	596,300	574,400	541,600	487,000	432,400	377,800	334,100	312,200	290,400	268,500
	アルバニア	650,000	630,000	596,300	576,000	545,600	495,000	444,400	393,800	353,300	333,000	312,800	292,500
	アルメニア	690,000	660,000	623,400	600,700	566,600	509,700	452,900	396,000	350,500	327,800	305,000	282,300
	アンボラ	710,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	イタリヤ	780,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
	ウクライナ	560,000	540,000	509,200	491,200	464,300	419,500	374,700	329,800	294,000	276,000	258,100	240,200
	ウズベキスタン	640,000	620,000	581,400	560,100	528,200	475,100	422,000	368,800	326,300	305,100	283,800	262,600
	英国	920,000	780,000	725,800	696,700	653,200	580,600	508,000	435,500	377,400	348,400	319,300	290,300
	エストニア	530,000	510,000	480,600	461,400	432,600	384,500	336,400	288,400	249,900	230,700	211,500	192,300
	オーストリア	850,000	760,000	710,300	681,800	639,200	568,200	497,200	426,200	369,300	340,900	312,500	284,100
	オランダ	720,000	700,000	649,800	623,800	584,800	519,800	454,800	389,900	337,900	311,900	285,900	259,900
	カザフスタン	710,000	680,000	644,400	622,200	588,900	533,500	478,100	422,600	378,300	356,100	333,900	311,800
	キプロス	630,000	600,000	564,100	541,600	507,700	451,300	394,900	338,500	293,300	270,800	248,200	225,700
	ギリシャ	630,000	600,000	564,100	541,600	507,700	451,300	394,900	338,500	293,300	270,800	248,200	225,700
	キルギス	570,000	560,000	529,000	512,100	486,800	444,600	402,400	360,300	326,500	309,600	292,800	275,900
	クロアチヤ	570,000	550,000	510,500	490,100	459,500	408,400	357,400	306,300	265,500	245,000	224,600	204,200
	コソボ	610,000	590,000	556,300	536,000	505,600	455,000	404,400	353,800	313,300	293,000	272,800	252,500
	ハンガリノ	730,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
	ジョージア	620,000	610,000	572,200	553,000	524,300	476,400	428,500	380,700	342,400	323,200	304,100	284,900
	スイス	920,000	890,000	826,600	793,600	744,000	661,300	578,600	496,000	429,800	396,800	363,700	330,700
	スロバキア	810,000	780,000	728,000	698,900	655,200	582,400	509,600	436,800	378,600	349,400	320,300	291,200
	スペイン	710,000	690,000	641,100	615,500	577,000	512,900	448,800	384,700	333,400	307,700	282,100	256,500
	スロベニア	630,000	610,000	570,400	547,600	513,300	456,300	399,300	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200
	セルビア	620,000	590,000	555,400	533,200	499,800	444,300	388,800	333,200	288,800	266,600	244,400	222,200
	タジキスタン	580,000	560,000	526,300	506,000	475,600	425,000	374,400	323,800	283,300	263,000	242,800	222,500
	チェコ	720,000	700,000	664,300	645,700	617,900	571,400	525,000	478,500	441,300	422,800	404,200	385,600
	デンマーク	610,000	590,000	552,500	530,400	497,300	442,000	386,800	331,500	287,300	265,200	243,100	221,000
	ドイツ	810,000	780,000	723,500	694,600	651,200	578,800	506,500	434,100	376,200	347,300	318,300	289,400
	トルクメニスタン	800,000	680,000	632,600	607,300	569,400	506,100	442,800	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100
	ノルウェー	690,000	670,000	642,400	623,700	595,700	549,100	502,500	455,900	418,600	399,900	381,300	362,600
		890,000	860,000	799,100	767,200	719,200	639,300	559,400	479,500	415,500	383,600	351,600	319,700

バチカン	730,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
ハンガリー	580,000	550,000	518,300	497,500	466,400	414,600	362,800	311,000	269,500	248,800	228,000	207,300
フィンランド	780,000	750,000	699,900	671,900	629,900	559,900	489,900	419,900	363,900	335,900	307,900	280,000
フランス	810,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
アルゼンチナ	560,000	540,000	500,400	480,400	450,300	400,300	350,300	300,200	260,200	240,200	220,200	200,200
ペルー	640,000	620,000	585,000	565,200	535,500	486,000	436,500	387,000	347,400	327,600	307,800	288,000
ベルギー	720,000	690,000	647,500	621,600	582,800	518,000	453,300	388,500	336,700	310,800	284,900	259,000
ポーランド	560,000	540,000	505,500	485,300	455,000	404,400	353,900	303,300	262,900	242,600	222,400	202,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	540,000	508,000	488,400	459,200	410,400	361,600	312,900	273,800	254,300	234,800	215,300
ボリボ	650,000	630,000	586,600	563,200	528,000	469,300	410,600	352,000	305,000	281,600	258,100	234,700
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	580,000	560,000	526,300	506,000	475,600	425,000	374,400	323,800	283,300	263,000	242,800	222,500
マルタ	730,000	710,000	658,300	631,900	592,400	526,600	460,800	395,000	342,300	316,000	289,600	263,300
モナコ	710,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
モルドバ	600,000	580,000	549,200	531,200	504,300	459,500	414,700	369,800	334,000	316,000	298,100	280,200
モンテネグロ	610,000	590,000	556,300	536,000	505,600	455,000	404,400	353,800	313,300	283,000	272,800	252,500
ラトビア	610,000	580,000	545,500	523,700	491,000	436,400	381,900	327,300	283,700	261,800	240,000	218,200
リトアニア	550,000	530,000	492,900	473,200	443,600	394,300	345,000	295,700	256,300	236,600	216,900	197,200
リヒテンシュタイン	920,000	890,000	826,600	793,600	744,000	661,300	578,600	496,000	429,800	386,800	363,700	330,700
ルーマニア	580,000	560,000	518,900	498,100	467,000	415,100	363,200	311,300	269,800	249,100	228,300	207,600
ルクセンブルク	700,000	670,000	626,400	601,300	563,700	501,100	438,500	375,800	325,700	300,700	275,600	250,600
ロシア	770,000	610,000	571,500	549,400	516,400	461,200	406,100	350,900	306,800	284,700	262,700	240,600
中東												
アフガニスタン	860,000	840,000	797,600	775,700	742,900	688,100	633,300	578,600	534,800	512,900	491,000	469,100
アラブ首長国連邦	640,000	610,000	572,000	549,100	514,800	457,600	400,400	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
イエメン	780,000	760,000	729,300	709,400	679,500	629,600	579,800	529,900	490,000	470,100	450,100	430,200
イスラエル	860,000	780,000	726,900	698,600	656,200	585,500	514,800	444,100	387,600	359,300	331,000	302,800
イラク	980,000	950,000	907,400	881,100	841,600	775,900	710,200	644,400	591,800	565,500	539,200	513,000
イラン	700,000	680,000	650,100	631,000	602,500	554,800	507,200	459,500	421,400	402,300	383,300	364,200
オマーン	630,000	600,000	566,000	544,200	511,400	456,800	402,200	347,600	303,900	282,100	260,200	238,400
カタール	600,000	580,000	541,400	520,500	489,200	437,100	385,000	332,800	291,100	270,300	249,400	228,600
クウェート	700,000	670,000	631,300	608,000	573,100	515,000	456,900	398,800	352,300	329,000	305,800	282,500
サウジアラビア	740,000	720,000	681,100	659,900	628,000	574,900	521,800	468,700	426,200	404,900	383,700	362,500
シリア	540,000	520,000	498,000	482,500	459,200	420,400	381,600	342,800	311,800	296,200	280,700	265,200
トルコ	630,000	610,000	569,600	547,600	514,700	459,700	404,700	349,800	305,800	283,800	261,800	239,900
バーレーン	650,000	630,000	590,500	567,700	533,500	476,400	419,400	362,300	316,700	293,800	271,000	248,200
ヨルダン	610,000	590,000	556,900	536,600	506,200	455,500	404,800	354,100	313,600	293,300	273,000	252,800

	レバノン	720,000	690,000	650,500	626,500	590,500	530,400	470,400	410,300	362,300	338,200	314,200	290,200
アメリカ	アルジェリア	690,000	660,000	625,800	604,300	572,200	518,600	465,000	411,500	368,600	347,200	325,700	304,300
	アンゴラ	1,000,000	970,000	920,400	892,800	851,300	782,300	713,300	644,200	589,000	561,400	533,800	506,200
	ウガンダ	740,000	720,000	689,700	669,800	639,900	590,100	540,300	490,500	450,700	430,700	410,800	390,900
	エジプト	640,000	580,000	549,800	529,900	500,200	450,600	401,000	351,400	311,800	291,900	272,100	252,300
	エチオピア	720,000	700,000	667,000	648,300	620,200	573,400	526,600	479,800	442,400	423,600	404,900	386,200
	エリトリア	680,000	660,000	627,000	608,300	580,200	533,400	486,600	439,800	402,400	383,600	364,900	346,200
	ガーナ	720,000	700,000	670,100	651,200	622,900	575,700	528,500	481,300	443,500	424,600	405,700	386,900
	カーボヴェルデ	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
	カボン	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200
	カメルーン	870,000	850,000	802,800	778,200	741,500	680,200	618,900	557,700	508,600	484,100	459,600	435,100
	ガブニア	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
	ギニア	930,000	900,000	856,000	831,000	793,400	730,800	668,200	605,600	555,500	530,500	505,400	480,400
	ギニアビサウ	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000
	ケニア	680,000	660,000	618,000	596,900	565,200	512,400	459,600	406,800	364,600	343,400	322,300	301,200
	コートジボワール	930,000	900,000	855,500	828,900	789,000	722,400	655,900	589,300	536,100	509,400	482,800	456,200
コモロ	600,000	580,000	547,300	527,500	497,900	448,400	399,000	349,500	309,900	290,200	270,400	250,600	
コンゴ共和国	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200	
コンゴ民主共和国	1,020,000	990,000	939,900	911,500	868,900	797,900	726,900	655,900	598,800	539,100	570,700	542,300	
サントメ・プリンシペ	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	673,600	598,800	539,000	509,000	479,100	449,200	
ザンビア	710,000	690,000	656,500	636,200	605,900	555,200	504,600	453,900	413,400	393,100	372,900	352,600	
シエラレオネ	680,000	660,000	630,100	611,200	582,900	535,700	488,500	441,300	403,500	384,600	365,700	346,900	
ジブチ	910,000	880,000	837,100	811,200	772,400	707,700	643,000	578,300	526,500	500,600	474,700	448,900	
ジンバブエ	800,000	780,000	738,600	717,500	685,800	632,900	580,000	527,200	484,900	463,700	442,600	421,500	
スーダン	860,000	830,000	791,600	768,400	733,500	675,300	617,100	559,000	512,400	489,200	465,900	442,700	
スワジランド	590,000	570,000	537,300	518,100	489,400	441,400	393,500	345,500	307,100	288,000	268,800	249,600	
セーシェル	630,000	610,000	573,000	552,100	520,700	468,400	416,100	363,800	322,000	301,000	280,100	259,200	
赤道ギニア	980,000	950,000	898,000	868,100	823,200	748,400	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	
セネガル	870,000	840,000	797,500	771,600	732,800	668,000	603,300	538,500	486,700	460,800	434,900	409,000	
ソマリア	740,000	720,000	685,500	664,100	632,000	578,400	524,900	471,300	428,500	407,000	385,600	364,200	
タンザニア	720,000	700,000	662,400	641,900	611,100	559,900	508,700	457,400	416,400	395,900	375,400	355,000	
チャド	830,000	810,000	762,800	738,200	701,500	640,200	578,900	517,700	468,600	444,100	419,600	395,100	
中央アメリカ	870,000	850,000	802,800	778,200	741,500	680,200	618,900	557,700	508,600	484,100	459,600	435,100	
チュニジア	530,000	510,000	483,800	467,300	442,400	401,000	359,600	318,200	285,000	268,500	251,900	235,400	
トーゴ	890,000	860,000	815,500	788,900	749,000	682,400	615,900	549,300	496,100	469,400	442,800	416,200	
ナイジェリア	990,000	960,000	908,900	881,700	841,000	773,100	705,200	637,300	583,000	555,900	528,700	501,600	

ナンビア	590,000	580,000	544,300	526,100	498,800	453,400	408,000	362,600	326,200	308,000	289,900	271,700
ニジェール	890,000	860,000	815,500	788,900	749,000	682,400	615,900	549,300	496,100	469,400	442,800	416,200
ブルキナファソ	830,000	810,000	765,800	742,700	708,200	650,600	593,000	535,500	489,400	466,400	443,300	420,300
ブルンジ	740,000	720,000	685,500	664,100	632,000	578,400	524,900	471,300	428,500	407,000	385,600	364,200
ベナン	850,000	820,000	780,900	757,200	721,800	662,700	603,600	544,500	497,300	473,600	450,000	426,400
ボツワナ	690,000	670,000	636,800	617,600	588,800	540,700	492,600	444,600	406,100	386,900	367,700	348,500
マダガスカル	700,000	680,000	647,300	627,500	597,900	548,400	499,000	449,500	409,900	390,200	370,400	350,600
マラウイ	710,000	690,000	656,700	638,500	611,200	565,800	520,400	474,900	438,600	420,400	402,200	384,100
マリ	870,000	840,000	801,500	777,800	742,400	683,200	624,100	564,900	517,600	493,900	470,300	446,600
南アフリカ共和国	630,000	570,000	537,300	518,100	489,400	441,400	393,500	345,500	307,100	288,000	268,800	249,600
南スーダン	910,000	890,000	841,300	816,800	780,100	719,000	657,900	596,800	547,900	523,400	499,000	474,500
モーリシャス	600,000	580,000	547,300	527,500	497,900	448,400	399,000	349,500	309,900	290,200	270,400	250,600
モーリタニア	780,000	760,000	719,900	699,500	668,900	617,900	566,900	515,900	475,100	454,700	434,300	414,000
モザンビーク	780,000	760,000	721,800	700,500	668,600	615,400	562,200	509,100	466,500	445,200	424,000	402,700
モロッコ	590,000	570,000	534,500	513,900	483,100	431,600	380,200	328,700	287,500	267,000	246,400	225,800
リビア	700,000	680,000	645,000	625,300	595,800	546,700	497,600	448,400	409,100	389,500	369,800	350,200
リベリア	720,000	700,000	670,100	651,200	622,900	575,700	528,500	481,300	443,500	424,600	405,700	386,900
ルワンダ	770,000	750,000	713,300	692,300	660,900	608,600	556,300	504,000	462,100	441,200	420,200	399,300
レソト	590,000	570,000	537,300	518,100	489,400	441,400	393,500	345,500	307,100	288,000	268,800	249,600

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
アジア	コルカタ	₹ 570,000	₹ 554,800	₹ 526,500	₹ 479,400	₹ 432,300	₹ 385,200	₹ 347,500	₹ 328,700	₹ 309,800	₹ 291,000
	チェンナイ	580,000	569,000	539,700	490,800	442,000	393,100	354,000	334,500	314,900	295,400
	ムンバイ	620,000	585,200	554,800	504,300	453,800	403,200	362,800	342,600	322,400	302,200
	スラバヤ	500,000	471,800	446,200	403,600	361,000	318,300	284,200	267,200	250,100	233,100
	デンプサル	450,000	441,800	416,200	373,600	331,000	288,300	254,200	237,200	220,100	203,100
	メダン	480,000	471,800	446,200	403,600	361,000	318,300	284,200	267,200	250,100	233,100
	チェンマイ	480,000	469,300	440,000	391,100	342,200	293,300	254,200	234,700	215,100	195,600
	済州	680,000	630,500	591,100	525,400	459,700	394,100	341,500	315,200	289,000	262,700
	釜山	620,000	577,800	541,700	481,500	421,300	361,100	313,000	288,900	264,800	240,800
	広州	710,000	656,500	615,500	547,100	478,700	410,300	355,600	328,300	300,900	273,600
	上海	780,000	725,900	680,500	604,900	529,300	453,700	393,200	362,900	332,700	302,500
	重慶	510,000	478,700	450,100	402,300	354,500	306,800	268,500	249,400	230,300	211,200
	瀋陽	580,000	542,800	510,200	455,700	401,200	346,800	303,200	281,400	259,600	237,900

大洋州	青島	620,000	601,100	563,500	500,900	438,300	375,700	325,600	300,500	275,500	250,500
	香港	740,000	683,200	640,500	569,300	498,100	427,000	370,000	341,600	313,100	284,700
	カラチ	680,000	646,000	619,500	575,200	530,900	486,700	451,300	433,600	415,900	398,200
	ホーチミン	480,000	447,100	421,100	377,700	334,300	291,000	256,300	238,900	221,600	204,200
北米	ベトナム	480,000	467,800	438,500	389,800	341,100	292,400	253,400	233,900	214,400	194,900
	シドニー	680,000	630,100	590,700	525,100	459,500	393,800	341,300	315,100	288,800	262,600
	パース	640,000	619,100	580,400	515,900	451,400	386,900	335,300	309,500	283,700	258,000
	ブリスベン	660,000	612,600	574,300	510,500	446,700	382,900	331,800	306,300	280,800	255,300
中南米	メルボルン	660,000	611,600	573,400	509,700	446,000	382,300	331,300	305,800	280,300	254,900
	オー克蘭ランド	650,000	628,100	588,800	523,400	458,000	392,600	340,200	314,000	287,900	261,700
	アトランタ	570,000	527,800	494,800	439,800	384,800	329,900	285,900	263,900	241,900	219,900
	サンフランシスコ	640,000	594,000	556,900	495,000	433,100	371,300	321,800	297,000	272,300	247,500
欧州	シカゴ	580,000	535,600	502,100	446,300	390,500	334,700	290,100	267,800	245,500	223,200
	シカゴ	610,000	564,800	529,500	470,700	411,900	353,000	306,000	282,400	258,900	235,400
	デトロイト	560,000	518,800	486,300	432,300	378,300	324,200	281,000	259,400	237,800	216,200
	デンバー	540,000	522,100	489,500	435,100	380,700	326,300	282,800	261,100	239,300	217,600
北米	ナッシュビル	620,000	574,000	538,100	478,300	418,500	358,700	310,900	287,000	263,100	239,200
	ニューヨーク	720,000	624,000	585,000	520,000	455,000	390,000	338,000	312,000	286,000	260,000
	ハガツニヤ	530,000	517,100	484,800	430,900	377,000	323,200	280,100	258,500	237,000	215,500
	ヒューストン	580,000	541,000	507,200	450,800	394,500	338,100	293,000	270,500	247,900	225,400
中南米	ボストン	610,000	567,700	532,200	473,100	414,000	354,800	307,500	283,900	260,200	236,600
	ホノルル	570,000	528,400	495,300	440,300	385,300	330,200	286,200	264,200	242,200	220,200
	マイアミ	580,000	538,700	505,000	448,900	392,800	336,700	291,800	269,300	246,900	224,500
	ロサンゼルス	640,000	595,600	558,300	496,300	434,300	372,200	322,600	297,800	273,000	248,200
欧州	カルガリー	580,000	560,900	525,800	467,400	409,000	350,600	303,800	280,400	257,100	233,700
	トロント	650,000	602,200	564,500	501,800	439,100	376,400	326,200	301,100	276,000	250,900
	バンクーバー	640,000	597,200	559,900	497,700	435,500	373,300	323,500	298,600	273,700	248,900
	モントリオール	590,000	573,200	537,400	477,700	418,000	358,300	310,500	286,600	262,700	238,900
中南米	クリチバ	670,000	644,600	604,400	537,200	470,100	402,900	349,200	322,300	295,500	268,600
	サンパウロ	760,000	704,600	661,800	590,500	519,200	447,900	390,800	362,300	333,800	305,300
	ブナウス	720,000	698,000	660,000	596,700	533,400	470,000	419,400	394,000	368,700	343,400
	リオデジャネイロ	790,000	737,500	694,500	622,900	551,300	479,700	422,400	393,700	365,100	336,500
欧州	レオン	610,000	593,000	557,200	497,500	437,800	378,100	330,400	306,500	282,600	258,800
	ミラノ	730,000	673,900	631,800	561,600	491,400	421,200	365,000	337,000	308,900	280,800
	エディンバラ	690,000	663,600	622,100	553,000	483,900	414,800	359,500	331,800	304,200	276,500

中東	バルセロナ	640,000	621,800	583,000	518,200	453,400	388,700	336,800	310,900	285,000	259,100
	デュッセルドルフ	650,000	604,600	566,800	503,800	440,800	377,900	327,500	302,300	277,100	251,900
	ハンブルク	630,000	607,300	569,400	506,100	442,800	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100
	フランクフルト	660,000	612,400	574,100	510,300	446,500	382,700	331,700	306,200	280,700	255,200
	ミュンヘン	630,000	605,600	567,800	504,700	441,600	378,500	328,100	302,800	277,600	252,400
	ストラスブール	660,000	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	パリセイユ	630,000	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
	ウラジオストク	610,000	572,800	540,200	485,700	431,200	376,800	333,200	311,400	289,600	267,900
	サンクトペテルブルク	520,000	507,000	476,500	425,800	375,100	324,400	283,800	263,500	243,200	222,900
	ハバロフスク	610,000	572,800	540,200	485,700	431,200	376,800	333,200	311,400	289,600	267,900
中東	ユジノサハリンスク	610,000	572,800	540,200	485,700	431,200	376,800	333,200	311,400	289,600	267,900
	トバイ	610,000	587,500	550,800	489,600	428,400	367,200	318,200	293,800	269,300	244,800
中東	ジッダ	620,000	606,400	574,100	520,300	466,500	412,700	369,700	348,200	326,700	305,200
	イスタンブール	570,000	554,600	520,000	462,200	404,400	346,700	300,400	277,300	254,200	231,100

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	510,000 円	490,000 円	458,900 円	441,800 円	416,200 円	373,600 円	331,000 円	288,300 円	254,200 円	237,200 円	220,100 円	203,100 円
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	830,000	700,000	650,000	624,000	585,000	520,000	455,000	390,000	338,000	312,000	286,000	260,000
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧州連合)	790,000	760,000	710,300	681,800	639,200	568,200	497,200	426,200	369,300	340,900	312,500	284,100
		1,040,000	880,000	816,400	783,700	734,700	653,100	571,500	489,800	424,500	391,900	359,200	326,600
		910,000	880,000	816,400	783,700	734,700	653,100	571,500	489,800	424,500	391,900	359,200	326,600
		760,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
		710,000	680,000	636,100	610,700	572,500	508,900	445,300	381,700	330,800	305,300	279,900	254,500
		770,000	690,000	647,500	621,600	582,800	518,000	453,300	388,500	336,700	310,800	284,900	259,000

附 則

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

投票者氏名

平成二十七年年度一般会計予算

平成二十七年年度特別会計予算

平成二十七年年度政府関係機関予算

賛成者(白色票)氏名

一四四名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井 みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 大家 敏志君
大沼 みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山 さつき君
金子 原二郎君 木村 義雄君
岸 宏一君 北川 イッセイ君
北村 経夫君 熊谷 大君

小泉 昭男君 小坂 憲次君
古賀 友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島尻 安伊子君
島田 三郎君 島村 大君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 伊達 忠一君
高階 恵美子君 高野 光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾 根弘文君
中西 祐介君 中原 八一君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯 武史君 西田 昌司君
野上 浩太郎君 野村 哲郎君
羽生 田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 舞立 昇治君
牧野 たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君

三木 亨君 三原 じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷 えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川 ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住 裕一郎君 河野 義博君
佐々木 さやか君 杉 久武君
竹谷 とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口 那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信二君
若松 謙維君 井上 義行君
田中 茂君 山口 和之君
江口 克彦君 中野 正志君
中山 恭子君 浜田 和幸君
松沢 成文君 和田 政宗君
荒井 広幸君 平野 達男君

反対者(青色票)氏名

九四名

足立 信也君 相原 久美子君
有田 芳生君 石上 俊雄君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大久保 勉君
大島 九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 加藤 敏幸君
風間 直樹君 金子 洋一君
神本 美恵子君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山 幸治君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榎葉 賀津也君
田城 郁君 田中 直紀君
津田 弥太郎君 徳永 エリ君
那谷 屋正義君 直嶋 正行君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田 雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山 ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井 美沙子君 柳澤 光美君

柳田 稔君	吉川 沙織君	石井 浩郎君	石井 正弘君	中西 祐介君	中原 八一君	小川 勝也君	小川 敏夫君
蓮 舫君	東 徹君	石井みどり君	石田 昌宏君	長峯 誠君	二之湯 智君	尾立 源幸君	大久保 勉君
小野 次郎君	片山虎之助君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	二之湯武史君	西田 昌司君	大島九州男君	大塚 耕平君
川田 龍平君	儀間 光男君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
清水 貴之君	柴田 巧君	岩城 光英君	宇都 隆史君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	風間 直樹君	金子 洋一君
寺田 典城君	藤巻 健史君	上野 通子君	江島 潔君	馬場 成志君	橋本 聖子君	神本美恵子君	北澤 俊美君
真山 勇一君	室井 邦彦君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	福岡 資麿君	藤井 基之君	郡司 彰君	小西 洋之君
井上 哲士君	市田 忠義君	大沼みずほ君	大野 泰正君	藤川 政人君	古川 俊治君	小林 正夫君	小見山幸治君
紙 智子君	吉良よし子君	岡田 房江君	岡田 直樹君	堀井 蔵君	堀内 恒夫君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
倉林 明子君	小池 晃君	岡田 広君	片山さつき君	舞立 昇治君	牧野たかお君	芝 博一君	榛葉賀津也君
田村 智子君	大門実紀史君	金子原二郎君	木村 義雄君	松下 新平君	松村 祥史君	田城 郁君	田中 直紀君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	岸 宏一君	北川イツセイ君	松山 政司君	丸川 珠代君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
山下 芳生君	行田 邦子君	北村 経夫君	熊谷 大君	丸山 和也君	三木 亨君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
松田 公太君	山田 太郎君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	三原しゅん子君	三宅 伸吾君	長浜 博行君	難波 奨二君
中西 健治君	水野 賢一君	古賀友一郎君	上月 良祐君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	野田 国義君	羽田雄一郎君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	白 眞勲君	羽田 喜史君
福島みずほ君	又市 征治君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	森 まさこ君	森屋 宏君	林 久美子君	広田 一君
吉田 忠智君	主演 了君	山東 昭子君	島尻安伊子君	柳本 卓治君	山崎 力君	福山 哲郎君	藤末 健三君
谷 亮子君	山本 太郎君	島田 三郎君	島村 大君	山下 雄平君	山田 修路君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
糸数 慶子君	奥石 東君	末松 信介君	世耕 弘成君	山田 俊男君	山谷えり子君	前川 清成君	前田 武志君
日程第一 都市農業振興基本法案(農林水産委員 長提出)							
賛成者氏名 二二六名							
阿達 雅志君	愛知 治郎君	滝波 宏文君	武見 敬三君	若林 健太君	脇 雅史君	柳田 稔君	吉川 沙織君
青木 一彦君	赤池 誠章君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	足立 信也君	相原久美子君	蓮 舫君	秋野 公造君
赤石 清美君	有村 治子君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	有田 芳生君	石上 俊雄君	荒木 清寛君	石川 博崇君
井原 巧君	石井 準一君	中川 雅治君	中曾根弘文君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	魚住裕一郎君	河野 義博君
		中川 雅治君	中曾根弘文君	江崎 孝君	江田 五月君	佐々木さやか君	杉 久武君

竹谷とし子君	谷合 正明君	荒井 広幸君	平野 達男君	古賀友一郎君	上月 良祐君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
長沢 広明君	新妻 秀規君	糸数 慶子君	興石 東君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君
西田 実仁君	浜田 昌良君			佐藤 正久君	酒井 庸行君	宮本 周司君	森 まさこ君
平木 大作君	矢倉 克夫君			山東 昭子君	島尻安伊子君	森屋 宏君	柳本 卓治君
山口那津男君	山本 香苗君	反対者氏名	○名	島田 三郎君	島村 大君	山崎 力君	山下 雄平君
山本 博司君	横山 信一君	日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)「委員長報告のとおり修正議決すること」		末松 信介君	世耕 弘成君	山田 修路君	山田 俊男君
若松 謙維君	東 徹君	賛成者氏名	二二七名	関口 昌一君	伊達 忠三君	山谷えり子君	山本 一太君
小野 次郎君	片山虎之助君			高階恵美子君	高野光二郎君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
川田 龍平君	儀間 光男君			高橋 克法君	滝沢 求君	吉田 博美君	若林 健太君
清水 貴之君	柴田 巧君			滝波 宏文君	武見 敬三君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
寺田 典城君	藤巻 健史君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	渡邊 美樹君	足立 信也君
真山 勇一君	室井 邦彦君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	相原久美子君	有田 芳生君
井上 哲士君	市田 忠義君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
紙 智子君	吉良よし子君			中川 雅治君	中曽根弘文君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
倉林 明子君	小池 晃君			中西 祐介君	中原 八一君	江田 五月君	小川 勝也君
田村 智子君	大門実紀史君			長峯 誠君	二之湯 智君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君			二之湯武史君	西田 昌司君	大久保 勉君	大島九州男君
山下 芳生君	井上 義行君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	大塚 耕平君	大野 元裕君
行田 邦子君	田中 茂君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
松田 公太君	山口 和之君			馬場 成志君	橋本 聖子君	金子 洋一君	神本美恵子君
山田 太郎君	江口 克彦君			林 芳正君	福岡 資麿君	北澤 俊美君	郡司 彰君
中野 正志君	浜田 和幸君			藤井 基之君	藤川 政人君	小西 洋之君	小林 正夫君
松沢 成文君	和田 政宗君			古川 俊治君	堀井 巖君	小見山幸治君	斎藤 嘉隆君
中西 健治君	水野 賢一君			堀内 恒夫君	舞立 昇治君	櫻井 充君	芝 博一君
薬師寺みちよ君	渡辺美知太郎君			牧野たかお君	松下 新平君	榛葉賀津也君	田城 郁君
福島みずほ君	又市 征治君			松村 祥史君	松山 政司君	田中 直紀君	津田弥太郎君
吉田 忠智君	主演 了君			丸川 珠代君	丸山 和也君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
谷 亮子君	山本 太郎君			三木 亨君	三原じゅん子君	直嶋 正行君	長浜 博行君

難波 奨二君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 紡君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
東 徹君	小野 次郎君
片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君
藤巻 健史君	真山 勇一君
室井 邦彦君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君

吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
井上 義行君	行田 邦子君
田中 茂君	松田 公太君
山口 和之君	山田 太郎君
江口 克彦君	中野 正志君
浜田 和幸君	松沢 成文君
和田 政宗君	中西 健治君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君
渡辺美知太郎君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
主濱 了君	谷 亮子君
山本 太郎君	荒井 広幸君
平野 達男君	糸数 慶子君
興石 東君	

反対者氏名

○名

水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二十三日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問主意書

水産物の安全と消費者の信頼を確保するため、水産庁は、原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等に基づき、関係省庁、関係都道府県及び関係業界団体等と連携し、前年度に五十ベクレル毎キログラムを超えたことのある水産物及び関係都道府県における主要な水産物を中心として、原則週一回程度のモニタリング調査を行っている。また、水産庁では、基準値に近い値が検出された場合には、その水産物の調査を強化することとしており、常に関係都道府県の調査結果を注視し、ある県の調査で高い値が検出された場合には、直ちに近隣県に連絡することとしている。しかしながら、カツオ、サバ、サンマ等の魚種は、広範囲の海洋地域を回遊するため、現在の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生地域を中心とする調査だけでは不十分ではないか。沖合・遠洋を回遊する魚種が水揚げされる漁港や市場等も広く調査の対象とし、かつ、調査頻度を高めるべきと考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員藤末健三君提出水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問に対する答弁書

かつお、さば、さんま等の回遊する魚種を対象とする放射性物質に関する検査については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成二十三年四月四日原子力災害対策本部策定)に基づき、魚種ごとの回遊の状況等を考慮して、青森県から千葉県までの太平洋岸の各県の沖合で採捕された魚が水揚げされる当該各県の主要な漁港において、当該漁港の所在する地方自治体が、検体を採取し、原則として週一回程度の頻度で分析することとしている。その結果、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項に規定する基準として定めた放射性セシウムの値(以下「基準値」という。)を超える放射性セシウムが検出された場合には、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚が採捕された海域に加え、その周辺の海域において、追加的に検体の採取及び分析を行うとともに、さらに必要に応じて、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚の魚種の分布状況を調査することとしているが、平成二十三年四月から平成二十七年二月末までに実施された当該検査の結果においては、基準

値を超える放射性セシウムが検出された検体はなかったところである。政府としては、引き続き、当該検査が適切に行われるよう、関係地方自治体と連携していく考えである。

選挙権年齢等の引下げに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

選挙権年齢等の引下げに関する質問主意書

「二十歳以上」の選挙権年齢を「十八歳以上」に引き下げる公職選挙法改正案が超党派で提出された。また、憲法改正の是非を問う国民投票の投票権年齢を来夏までに「十八歳以上」に引き下げる国民投票法改正案も提出される見通しとなつており、同法案が成立すれば二〇一八年六月よりも前に、引き下げられることになる。これに伴い、様々な年齢制限の引下げが国民的関心事となつて

いることに関連して、以下質問する。

一 昨年末の総選挙では二十歳代の投票率が三十二・五八％と、三人に一人しか投票しなかつた。若年層の投票率が極めて低い現状にあつて、若者に門戸を広げる選挙権年齢の引下げは、政治離れを食い止める上でも大きな意味が

ある一方で、未熟な政治的判断能力に疑問を投げかける声もある。日本では小中高の各学校教育で、社会科の公民分野として政治について学習する機会があるが、いずれも知識の詰め込み型で、選挙についての学習もほとんど行われていない。選挙権年齢が下がるのを機会に、総合的な学習の時間で優先的に扱うなど学校における政治教育の学習時間や学習方法を見直すことも検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 欧米の中学や高校では模擬選挙や校内討論会を開催し、政策の研究や選挙の実践を主体的に学び、国民主権の当事者意識を養うことで、政治がより身近で大切なものとして理解される。日本では各校で生徒会の役員選挙が行われる機会はあるものの、国政をテーマにして選挙を主体的に考える機会がほとんどない。義務教育の段階で模擬選挙を行い、政治的関心を高めることが日本においても大きな意義があると考え

るが、政府の見解を示されたい。

三 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第三条で、教育職員に對し「教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(中略)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて(中略)義務教育諸学校の児童又は生徒に對して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反對させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない」とある。模擬

選挙や校内討論会を行い政策を戦わせる試みは、前段の目的には当たらないため何ら問題はないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 選挙権年齢引下げに合わせて民法第四条にうたう成人年齢も十八歳に引き下げるべきとする議論がある一方で、関連法令は二百本にも上る。関連法令が多い場合、大本の民法を改正し一斉に関連法令を改正すべきか、あるいは個々に検討すべきか、政府の見解を示されたい。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出選挙権年齢等の引下げに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出選挙権年齢等の引下げに関する質問に對する答弁書

一について

小学校及び中学校の社会科並びに高等学校の公民科においては、学習指導要領に基づき、我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導が行われており、模擬選挙等の実践的な体験活動を取り入れている例もあると承知して

いる。

特に高等学校教育については、現在、中央教育審議会において、学習指導要領の改訂に関する文部科学大臣の諮問を受け、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身に付けられるようにするため、新科目を設置すること等も含めて審議しているところであるが、まずは、文部科学省及び総務省で連携して、模擬選挙等の実践例を盛り込んだ政治や選挙等に関する指導の充実を図るための副教材を作成する等により、公民科や総合的な学習の時間における体験活動も含めた指導の充実に努めてまいりたい。

二について

学校においては、政治や選挙への関心を高める取組として、例えば、国政選挙等に合わせた模擬選挙や、地域の課題について調べ、その解決策を請願書としてまとめたり、子供議会で提言したりする等の体験活動を実施し、高い教育効果を挙げているところもある。

文部科学省としては、これまでもこのような取組に對し、予算措置も含めた支援をしてきており、今後も、模擬選挙等、主体的に社会に参画するための知識や実践力、態度を育むための義務教育段階における優れた取組の普及に努めてまいりたい。

三について

御指摘の義務教育諸学校における教育の政治

平成二十七年四月九日 参議院会議録第十二号

質問主意書及び答弁書

的中の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第五十七号)第三条の規定は、学校において模擬選挙や校内討論会等の取組を行うことを禁止するものではないが、こうした取組を行う際には、学校教育の政治的中立性を確保するため、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第十四条第二項等の規定に留意する必要があると考えている。

四について

民法(明治二十九年法律第八十九号)の成年年齢の引下げを行う場合に、それと合わせて「二十歳以上」などの年齢に関する条項を含む法律、政令及び府省令(以下「法令」という。)を改正するか否かは、それぞれの法令の立法趣旨等を踏まえ、個別に検討する必要があるものと認識しているが、これらの法令を民法の成年年齢の引下げと同時に改正するかについては、現段階ではお答えすることはできない。

新生児里親委託に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

西村まさみ

新生児里親委託に関する質問主意書

我が国では、心中を含む虐待による十八歳未満の子どもの死亡事例は、年間九十人に達し、四日に一人の割合で子どもが命を落としている。特筆すべきは、虐待で死亡する子どもの半数近くが零歳児の赤ちゃんであり、中でも零か月、零日の新生児の死亡数が最も多いという点である。そこで、新生児の命を救うという取組の一つとして、新生児の里親委託に関して、以下質問する。

一 子ども・子育てビジョン(平成二十二年一月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成二十六年度までに十六パーセントに引き上げる目標を掲げているが、直近の里親委託率及びそのうちの新生児里親委託率について都道府県別に示されたい。

二 不幸にも性暴力の被害に遭い妊娠してしまった十代の女子、胎児の父親が急に去ってしまった女性などが、誰にも相談できず一人で悩んでいるうちに、妊娠二十二週を過ぎてしまったとすれば、出産する以外に選択肢はなく、産んだ後、被害に至らなくても、赤ちゃんに愛情が湧かず心身へ暴力を振るったり、孤立した環境で不適切な育児をしたりするなど虐待につながる危険は大きいと考える。新生児里親委託は、新生児の尊い命が救われると同時に、産みの親である女性にとつては、犯罪者、虐待の加害者にならずに済む、さらには育ての親が子どもを

喜んで迎えてくれることを知ること、自責の念や罪悪感から救われるなどの利点があると考えられる。新生児里親委託の利点について、政府の見解を明らかにされたい。

三 政府は新生児の里親委託について、施設養護から家庭的な養護の形へ可能な限り移行していくという方針を打ち出している。子どもが安定した関係の中で安心して育つことは、心身の成長にとつて大変重要な「愛着形成」という点で重要であり、先進諸国の多くで新生児のうちから家庭的な環境で養護すべきとされている。子どもの権利の保障という視点からも、政府として、新生児里親委託率を高める必要があると考えるが、今後の取組方針について明らかにされたい。また、その具体的な実行の工程を示されたい。

右質問する。

平成二十七年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員西村まさみ君提出新生児里親委託に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員西村まさみ君提出新生児里親委託に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年度福祉行政報告例を基に計算す

ると、平成二十六年三月三十一日現在、児童養護施設及び乳児院(以下「児童養護施設等」という。)に入所措置されている児童及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の第三八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親等」という。)に委託されている児童(以下「里親等に委託されている児童」という。)の合計数に占める里親等に委託されている児童の割合は、北海道約二十四・二パーセント、青森県約二十・二パーセント、岩手県約二十七・八パーセント、宮城県約三十・四パーセント、秋田県約六・二パーセント、山形県約十三・五パーセント、福島県約十六・七パーセント、茨城県約十三・〇パーセント、栃木県約二十・四パーセント、群馬県約十四・八パーセント、埼玉県約十六・九パーセント、千葉県約十八・八パーセント、東京都約十二・〇パーセント、神奈川県約十四・二パーセント、新潟県約四十・三パーセント、富山県約十五・九パーセント、石川県約十二・八パーセント、福井県約九・六パーセント、山梨県約二十七・〇パーセント、長野県約十・七パーセント、岐阜県約八・五パーセント、静岡県約二十七・〇パーセント、愛知県約十二・五パーセント、三重県約十六・五パーセント、滋賀県約三十一・七パーセント、京都府約八・七パーセント、大阪府約八・五パーセント、兵庫県約九・七パーセント、奈

良県約十二・〇パーセント、和歌山県約十四・一パーセント、鳥取県約十九・九パーセント、島根県約二十二・一パーセント、岡山県約十四・二パーセント、広島県約十三・四パーセント、山口県約十五・一パーセント、徳島県約十六・七パーセント、香川県十九・五パーセント、愛媛県約十一・一パーセント、高知県約十・三パーセント、福岡県約二十・五パーセント、佐賀県約十三・七パーセント、長崎県約十・三パーセント、熊本県約十・〇パーセント、大分県約二十八・一パーセント、宮崎県約十四・一パーセント、鹿児島県約九・四パーセント、沖縄県約三十二・九パーセントである。

また、お尋ねの児童養護施設等に入所措置されている児童及び里親等に委託されている児童の合計数に占める里親等に委託されている児童の割合のうちの里親に委託されている新生児の割合については、把握していない。

二について

政府としては、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない児童について、新生児の時期から里親への委託により特定の大人との関係を築くことで、児童の健全な心身の発達を促すことができるという利点があると考えている。

三について

政府としては、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない児童について、

家庭的な環境で養育する里親等への委託の推進を図ることが重要であると考えており、平成二十七年から平成四十一年度までの十五年度で、里親等に委託されている児童の数を児童養護施設等に入所措置されている児童及び里親等に委託されている児童の合計数のおおむね三分の一にすることを目標としている。具体的には、都道府県が都道府県推進計画を策定し、十五年間を通じて達成すべき目標及び五年ごとの目標を設定した上で、取り組むべき方策を定めることにより推進することとしている。

平成二十七年四月九日 参議院会議録第十二号

三二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
一 一八円
一〇円